# 特定教育・保育施設の利用者負担について

平成27年3月13日 藤枝市児童課

### 1 利用者負担額の設定について

- ① 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める。
- ② 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て、決定される。
- ③ 教育標準時間認定(1号給付)を受ける子どもについては現行の幼稚園就園奨励費、保育認定(2・3号給付)を受ける子どもについては現行の保育所運営費による保育料設定を考慮し、利用者負担額が設定されている。
- ④ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

## 2 教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担額(月額)

#### 現行制度

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護	_	0 円
②市民税 非課税世帯	~270 万円	9,100 円
③市民税 所得割額 77,100 円未満	~360 万円	16,100 円
④市民税 所得割額 211,200 円未満	~680 万円	20,500 円
⑤市民税 所得割額 211,201 円以上	680 万円~	25,700 円

#### 国基準 (案)

階層区分	利用者負担
①生活保護	0 円
②市民税 非課税世帯	3,000 円
③市民税 所得割額 77,100 円未満	16,100 円
④市民税 所得割額 211,200 円未満	20,500 円
⑤市民税 所得割額 211,201 円以上	25,700 円

#### 本市基準(案)

階層区分	利用者負担
①生活保護	0 円
②市民税 非課税世帯	2,600 円
③市民税 所得割額 77,100 円未満	13,000 円
④市民税 所得割額 141,300 円未満	15,000 円
⑤市民税 所得割額 211,200 円未満	17,000 円
⑥市民税 所得割額 211,200 円以上	20,000 円

## 3 保育認定を受けた子ども (満3歳以上) の利用者負担額 (月額)

#### 現行制度

#### 国基準 (案)

#### 本市基準 (案)

階層区分	推定年収	現行の 保育料
①生活保護	_	0円
②市民税 非課税世帯	~260 万円	6,000 円
③市民税 課税世帯	~330 万円	16,500 円
④所得税 40,000 円未満	~470 万円	27,000 円
⑤所得税額 103,000 円未満	~640 万円	41,500 円
⑥所得税額 413,000 円未満	~930 万円	58,000 円
⑦所得税 734,000 円未満	~1130 万円	77,000 円
⑧所得税 734,000 円以上	1130 万円~	101,000 円

階層区分	利用者負担					
1916日本力	保育標準時間	保育短時間				
①生活保護	0 円	0 円				
②市民税 非課税世帯	6,000 円	6,000 円				
③市民税所得割額 48,600 円未満	16,500 円	16,300 円				
④市民税所得割額 97,000 円未満	27,000 円	26,900 円				
⑤市民税所得割額 169,000 円未満	41,500 円	40,900 円				
⑥市民税所得割額 301,000 円未満	58,000 円	57,100 円				
⑦市民税所得割額 397,000 円未満	77,000 円	75,800 円				
⑧市民税所得割額 397,000 円以上	101,000 円	99,400 円				

	利用者	<b></b>		
階層区分	保育標準時間	保育短時間		
①生活保護	0 円	0 円		
@±014		, -		
②市民税	6,000 円	5,800 円		
非課税世帯	,	,		
③市民税所得割額	15,000 円	14,700 円		
48,600 円未満				
④市民税所得割額	23,000 円	22,600 円		
69,000 円未満	20,000   1	22,00013		
⑤市民税所得割額	25,000 円	24,500 円		
97,000 円未満	20,000   1	21,000   1		
⑥市民税所得割額	28,000 円	27,500 円		
133,500 円未満	20,000   1	21,00013		
⑦市民税所得割額	28,000 円	27,500 円		
169,000 円未満	20,000   1	21,000   1		
⑧市民税所得割額	29,000 円	28,500 円		
200,000 円未満	23,000   ]	20,000   1		
⑨市民税所得割額	29,000 円	28,500 円		
239,000 円未満	29,000   ]	20,000   1		
⑩市民税所得割額	30,000 円	29,400 円		
301,000 円未満	30,000 🖯	<i>29</i> ,400 ⋈		
⑪市民税所得割額	31,000 円	30,400 円		
397,000 円未満	51,000円	50,400円		
12市民税所得割額	40,000 円	39,300 円		
397,000 円以上	40,000 円	<i>აფ</i> ,ა∪∪ 円		

## 4 保育認定を受けた子ども(満3歳未満)の利用者負担額(月額)

#### 現行制度

#### 国基準 (案)

#### 本市基準 (案)

階層区分	推定年収	現行の 保育料		
①生活保護	_	0 円		
②市民税 非課税世帯	~260 万円	9,000 円		
③市民税 課税世帯	~330 万円	19,500 円		
④所得税 40,000 円未満	~470 万円	30,000 円		
⑤所得税額 103,000 円未満	~640 万円	44,500 円		
⑥所得税額 413,000 円未満	~930 万円	61,000 円		
⑦所得税 734,000 円未満	~1130 万円	80,000 円		
⑧所得税 734,000 円以上	1130 万円~	104,000 円		

階層区分	利用者	<b></b>
10000000000000000000000000000000000000	保育標準時間	保育短時間
①生活保護	0 円	0 円
②市民税 非課税世帯	9,000 円	9,000 円
③市民税所得割額 48,600 円未満	19,500 円	19,300 円
④市民税所得割額 97,000 円未満	30,000 円	29,600 円
⑤市民税所得割額 169,000 円未満	44,500 円	43,900 円
⑥市民税所得割額 301,000 円未満	61,000 円	60,100 円
⑦市民税所得割額 397,000 円未満	80,000 円	78,800 円
⑧市民税所得割額 397,000 円以上	104,000 円	102,400 円

利用者負担				
保育標準時間	保育短時間			
0 円	0 円			
7 000 III	C 000 III			
7,000 H	6,800 円			
17 000 ⊞	16,700 円			
17,000 円	16,700 🗎			
25 000 ⊞	24,500 円			
25,000	24,500 □			
29 000 III	28,500 円			
23,000   1	20,000   1			
36 000 ⊞	35,300 円			
00,000   1	00,000   1			
42 000 H	41,200 円			
12,000   1	11,200   1			
48.000 円	47,100 円			
10,000   1	11,100   3			
52.000 円	51,100 円			
32,00013	31,100   1			
56.000 円	55,000 円			
33,3331	33,3331			
60.000 ⊞	58,900 円			
72,000 円	70,700 円			
-,				
	保育標準時間			

## 5 保育所利用者負担額比較表

			現行						改正後		
入園児又は在園児の属する世帯の階層区分					単位:円	1	入園児又は在園児の属する世帯の階層区分		属する世帯の階層区分	月額保育料	単位:円
市階層		定	義	3歳未満児	3歳以上児		市階層	定	義	3歳未満児	3歳以上児
А	残留邦人等の円滑な	よ帰国の促進	号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 は(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	<b>+</b>	А	生活保護法(昭和25年法律144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及て中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援総付受給世帯		0	0
ВВ			母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯	0	0	<b> </b>	BB B		母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯	0	0
В	階層からD1階 層を除き、25年	市町村民税非課税世帯		7,000 3,500 0	6,000 3,000 0	<b>+</b>		市民税非課税世帯	上記以外の世帯	7,000 3,500 0	6,000 3,000 0
C1	■度分の市町村 民税の額の区 分が次の区分 に該当する世	市町村民税	母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯	14,000 7,000 0	12,000 6,000	<b> </b>	СС		母子・父子・在宅障害児(者)のいる世帯	14,000 7,000	12,000 6,000 0
C2	帯 課税1	課税世帯	上記以外の世帯	18,000 9,000 0	15,000 7,500 0	<b>+</b>	С	市民税所得割額48,600円未満	上記以外の世帯	17,000 8,500 0	15,000 7,500 0
D1			17,500 円未満	26,000 13,000 0	23,000 11,500 0	<b>+</b>	D1	市民税所得割額69,000円未満		25,000 12,500 0	23,000 11,500 0
D2			17,500 円以上 40,000 円未満	30,000 15,000 0	25,000 12,500 0	<b> </b>	D2	市民税所得割額97,000円未渝	描	29,000 14,500	25,000 12,500 0
							D3 (新)	市民税所得割額133,500円未	満	36,000 18,000	28,000 14,000 0
D3	A階層を除き、25年分 の所得について、備考 第5項に規定するとこ ろにより計算した所得	平分	40,000 円以上 103,000 円未満	42,000 21,000 0	28,000 14,000 0	-	D4	市民税所得割額169,000円未	満	42,000 21,000 0	28,000 14,000 0
		とこ 所得		•			D5 (新)	市民税所得割額200,000円未	満	48,000 24,000 0	29,000 14,500 0
D4	■税の額の区分が 区分に該当する世	世帯	103,000 円以上 215,000 円未満	51,000 25,500 0	29,000 14,500 0	-	. D6	市民税所得割額239,000円未	満	52,000 26,000	29,000 14,500 0
D5		6	215,000 円以上 413,000 円未満	57,000 28,500 0	30,000 15,000 0	<b> </b>	D7	市民税所得割額301,000円未	満	56,000 28,000	30,000 15,000
D6		4	113,000 円以上 734,000 円未満	60,000 30,000 0	31,000 15,500 0	<b> </b>	D8	市民税所得割額397,000円未	満	60,000 30,000 0	31,000 15,500 0
D7		7	734,000 円以上	78,000 39,000 0	40,000 20,000 0	<b> </b>	. D9	市民税所得割額397,000円以	Ŀ	72,000 36,000	40,000 20,000 0